

令和7年度（第2回）坂出市国民健康保険運営協議会 議事録

開催日時 令和8年2月12日（木） 15時00分～16時00分

開催場所 坂出市役所 本庁舎 3階 中会議室2

<出席委員>

- ・被保険者を代表する委員
阿河良明 高橋昌子 藤本和弘 山崎明美
- ・医師・薬剤師を代表する委員
淡河洋一 北条聡子 藤澤重樹 八木宏暢 赤垣京子
- ・公益を代表する委員
三谷朋幹 大石康夫 秋山寛子
- ・被用者保険を代表する委員
加藤敬 角光由

<欠席委員>

- ・被保険者を代表する委員
古家ひろみ
- ・公益を代表する委員
吉田英子 藤川亘

<事務局>

- ・健康福祉部 森黒部長
けんこう課 大野課長 三野田課長補佐 寺嶋係長 山下主事
- ・市民生活部
税務課 詫間課長 福崎課長補佐 谷川係長
市民課 玉井課長

開 会

大野課長 ご案内いたしました時間がまいりましたので、ただいまより、令和7年度第2回坂出市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、けんこう課の大野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、最初に三谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

三谷会長 皆さんこんにちは。本日は、お忙しいなか、また寒いなか、坂出市国民健康保険運営協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の礎であります。また、市民の皆さんの健康を守るという重要な役目を担っております。しかし、被保険者の年齢構成や所得水準に偏りがあるという構造的欠陥を抱えていることは皆さんもご存知のとおりでございます。

このような状況に加えまして、昨今は物価高騰により、医療資材や輸送に係る費用や人件費の増加など、多大な影響が及ぼされております。そのようななかで大変厳しい運営を強いられております。これを受けまして、令和8年度には、診療報酬の本体部分のプラス改定が予定されております。まだまだ十分ではないと思いますが、国保などの医療保険者にとっては、制度を持続可能なものとするため、より一層の医療費適正化の取組みが求められるところです。

本日は、制度改正に関しまして諮問を受け、審議した後に、医療費適正化の取組みの報告として国保の被保険者を対象に実施する特定健診の受診率向上事業につきまして事務局からの説明があると思います。

委員の皆さま方には、安定した国保の財政運営を行うため、幅広い視点でのご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。円滑な議事進行にご協力をお願いいたしまして開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

大野課長 ありがとうございました。

本日は、市長が所要のため欠席しておりますので、代わって浦田副市長よりご挨拶を申し上げます。

浦田副市長 皆さま、こんにちは。本日は、有福市長が公務のため出席がかなっておりませんので、私の方から代わりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のなか国民健康保険運営協議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃より本市の国民健康保険事業の運営にご協力とご理解を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、現在の国保財政を取り巻く環境は、年々厳しさを増しております。特に、令和

6年度に団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が終了した後も、人口減少や高齢者の雇用促進などの理由で、本市国保の被保険者数は減少の一途をたどっております。令和4年度に被保険者数が1万人を下回って以降、わずか3年で20%以上減少し、現在は7,700人程度となっている状況でございます。

また、4月からは、少子化対策の財源として新たに子ども・子育て支援金制度が開始されます。これは、社会全体で子育て世帯を支えるという社会連帯の理念に基づき、被保険者のかたに国保税とあわせてご負担をいただくものです。この後、この件を含めた国民健康保険税条例の一部改正について諮問させていただきますので、ご審議をお願いしたいと考えております。

市民の皆さまの健康を守り、安心して医療を受けられる体制を維持することが我々の責務でありますので、委員の皆さまから忌憚のないご意見をいただき、より良い制度運営につなげてまいりたいと考えております。

本日の議論が、坂出市の国民健康保険事業の発展につながる有意義なものとなることを期待しております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

大野課長

ありがとうございました。

本日の運営協議会は、委員17名のうち14名の出席となっております。委員の過半数の出席を得ておりますので、運営協議会規則第6条に基づき、本協議会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、運営協議会規則第3条第2項により、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますので、三谷会長、よろしくお願いいたします。

三谷会長

それでは議長を務めさせていただきます。座ったままで失礼いたします。

議事に入る前に、本日の議事録署名委員につきまして、ご指名したいと思います。被保険者を代表する委員として藤本委員さま、公益を代表する委員として秋山委員さま。お二人、よろしくお願いいたします。後日、議事録が事務局より送られてきますので、内容をご確認いただきまして、問題なければ署名、捺印してご返送をお願いいたします。

諮 問

三谷会長

それでは、諮問事項に移ります。

副市長より諮問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

浦田副市長

諮問 坂出市国民健康保険運営協議会 会長 三谷朋幹殿

坂出市長 有福哲二

坂出市国民健康保険税条例の一部改正について、貴協議会に諮問をいたします。

大野課長 ここで、諮問事項について協議していただくため、副市長はいったん退席させていただきます。

協 議

三谷会長 それでは、先ほど副市長より提出された諮問書の写しにつきましては、事前に委員の皆さまに配布しておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、諮問事項として、「国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を事務局よりお願いします。

寺嶋係長 諮問事項1 坂出市国民健康保険税条例の一部改正について、説明いたします。

資料に沿って説明してまいりますので、1ページをお開きください。改正事項の詳細については、諮問書に添付しております別紙に記載しておりますので、できれば横に並べてご確認ください。また、国が示す概要の資料を6ページおよび7ページに載せております。こちらは参考程度にご覧いただければと思います。

令和8年4月1日を施行期日とする今回の改正事項は諮問書の別紙に記載のとおり3つあり、1つ目が子ども・子育て支援納付金分の新設、2つ目が課税限度額の改正、3つ目が軽減判定所得の改正となっております。

1つ目の子ども子育て支援制度は、令和5年12月に閣議決定された「子ども未来戦略」の加速化プランに盛り込まれた少子化対策を強化するにあたり、安定的に財源を確保するために創設されるものです。来年度より、児童手当をはじめとした各種事業にかかる費用を、すべての健康保険の保険料に上乗せして徴収することとなりました。

2つ目の課税限度額および3つ目の軽減判定所得は、令和7年12月に閣議決定された「令和8年度税制改正の大綱」に基づき、本年3月に地方税法施行令の改正が予定されていることから、本市の国民健康保険税につきましても変更を行うものです。

資料1ページの4. 国民健康保険財政への影響について、説明します。

(1) 子ども・子育て支援納付金の新設についてですが、金額の説明をする前に、一番下の部分に参考として、国保における子ども・子育て支援納付金制度の仕組みの簡単な図を載せておりますので、ご覧ください。

国はまず、児童手当等の子ども・子育て支援納付金を用いて実施する事業の必要経費をもとに、各都道府県の国保に対して請求する額を算出し通知します。各都道府県は国へ支払うために必要な費用を、市町村ごとに算出し通知するとともに、各市町村がその費用を徴収するための標準保険料率を算定します。国保の保険者である市町村は、県が算定した標準保険料率を参考に、市町村ごとに被保険者に課税するための保険料(税)率等を決定し課税します。

被保険者は課税された金額を、市町村に納付し、市町村は県へ、県は国に納付することになります。ここでの国の事務は、社会保険診療報酬支払基金が行うことになってい

ます。

この図の都道府県から保険者に伸びる矢印の部分であり、香川県から本市に対して納付金として請求された額が、上の令和8年度予算における影響額の歳出に記載している2,408万4千円です。このうち、低所得者に対して保険税を軽減する金額の見込みが684万7千円となっており、全額が国・県・市による負担分として一般会計から繰入られます。残りの1,723万7千円を被保険者に対して、所得割、均等割、平等割の3方式で課税しようと考えております。所得割と均等割の2方式とすることや、所得割、均等割、平等割に保有する土地や家屋などの固定資産に応じて課税する資産割を加えて4方式とすることも可能ですが、現行の医療給付費に係る基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分を本市および県内の全市町が3方式としているため、これらに合わせて子ども・子育て支援納付金分も3方式とする予定です。

このうち、世帯の被保険者数に応じて課税される均等割については、制度の趣旨に鑑み、18歳の年度末までの児童は免除されることとなります。この免除された総額を、18歳の年度末以降の被保険者で再度負担することになるのが、18歳以上均等割の部分です。すなわち、子ども・子育て支援納付金の課税額は、世帯の所得に応じて課税される所得割と、世帯の18歳の年度末以降の被保険者数に応じて課税される均等割と18歳以上均等割と、全世界帯に課税される平等割という4つの要素に分けることができます。

本市の場合、課税する際の保険料率は県が算定した標準保険料率を採用しようと考えており、それが諮問書別紙に記載している所得割率0.29%、均等割額1,133円、18歳以上均等割額49円、平等割額729円というものです。

次に、課税限度額の改正について説明します。資料2ページの(2)課税限度額の改正をご覧ください。

国民健康保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、医療給付等の受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響を考慮し、保険料負担の上限額となる課税限度額が設けられています。

この課税限度額の引き上げを行うことで、高所得者層に応分の負担を求め、中間所得者層の負担緩和を図ることができます。

諮問書別紙に記載しているとおり、現行での課税限度額は、医療給付費分である基礎課税分が66万円、後期高齢者支援金分が26万円、介護納付金分が17万円、合計109万円となっております。

このうち、基礎課税分を1万円引き上げて67万円に、後期高齢者支援金分と介護納付金分を据え置き、新たに子ども・子育て支援金分は3万円と定め、合計113万円とします。

この引き上げの影響について、資料2ページに記載しております。子ども・子育て支援納付金分につきましては、令和8年度からの制度ですので影響額の試算はしておりませんが、基礎課税分の影響を令和8年1月22日時点の被保険者で比較しております。

現在、基礎課税分が課税限度額に達している世帯は60世帯ありますが、そのすべての世帯が課税限度額を増額改定した場合も、引き続き課税限度額を超過する見込みとな

っております。そのため、課税総額は60世帯かける1万円の60万円増加するという試算結果になりました。

続いて、軽減判定所得の改正について説明します。(3)をご覧ください。

これは均等割および平等割に係る5割軽減、2割軽減の軽減判定所得を引き上げることで、低所得者が物価上昇の影響で軽減判定所得から外れないようにし、税負担を軽くしようとするものです。

世帯内の給与所得者等が1名の世帯の場合、5割軽減措置の対象となるのは、改正前は、所得額が「43万円+30万5千円×世帯の被保険者数」を下回る世帯ですが、改正後は、所得額が「43万円+31万円×世帯の被保険者数」を下回る世帯となり、世帯の被保険者数に乗ずる金額が5千円増額となります。

同様に、2割軽減措置の対象は、改正前は、所得額が「43万円+56万円×世帯の被保険者数」を下回る世帯ですが、改正後は、所得額が「43万円+57万円×世帯の被保険者数」を下回る世帯となり、世帯の被保険者数に乗ずる金額が1万円増額となります。

軽減判定所得を引き上げた場合の影響を、令和8年1月22日時点の被保険者で比較すると、医療分および後期分は2割軽減から5割軽減に変更となる世帯が8世帯、新たに2割軽減となる世帯が3世帯あります。また、介護分は2割軽減から5割軽減に変更となる世帯が6世帯あり、新たに2割軽減となる世帯はありません。

軽減額は、全体で54万5千円増加し、被保険者の税負担軽減が拡大されることとなります。つまり、54万5千円の国保税収が減少しますが、減少した分は全額、基盤安定繰入金として県より4分の3、市より4分の1が国保会計に法定繰入されますので、国保財政への影響はありません。

続きまして、被保険者への影響を6つのモデル世帯を例に説明しますので3ページをお開きください。

それぞれのケースは、軽減割合の高い順に並べています。

1つ目のケースは、65歳から74歳までの前期高齢者が1人の世帯で収入は年金150万円のみで課税所得が0円となるため、7割軽減を受けられる世帯となっております。なお、介護分が課税されるのは40歳から64歳までのかたであるため、この世帯には介護分は課税されません。

2つ目のケースは、介護納付金の課税対象となるかたが1名と、6歳の年度末から18歳の年度末のお子さんが2人いる世帯で、世帯の課税所得は0円となっているため、ケース1と同じく7割軽減の対象世帯となっております。

次のページのケース3は、65歳から74歳までの前期高齢者が2人の世帯で、お二人の年金収入を合わせると、世帯の課税所得が47万円となり5割軽減に該当する世帯となっております。

ケース4は、介護分が課税されない20代の夫婦2人世帯で、世帯の課税所得は96万円となり、2割軽減となる世帯です。

次のページのケース5は同じく介護分が課税されない30代の夫婦と、6歳の年度末から18歳の年度末のお子さんが1人、未就学児が1人いる世帯です。世帯の課税所得

は 237 万円で、軽減を受けられない世帯となります。

ケース 6 は介護分が課税される 50 代と 40 代の 2 人世帯で、世帯の課税所得は 3,000 万円と高額であるため、課税限度額に達している世帯となります。

このうち、ケース 1 からケース 5 までの世帯については、課税限度額を超過しない世帯であるため、現行の医療分・後期分・介護分は課税額に変更がなく、子ども・子育て支援金分が追加となります。

子ども・子育て支援金分の金額の算定方法を、ケース 5 を例にご説明しますので、資料の 5 ページ上段をご覧ください。

この世帯の課税所得は 237 万円ですので、所得割額はこれに 0.29%をかけて 6,873 円となります。子ども・子育て分の均等割は 18 歳以上の 2 人に対して課税されます。通常の均等割が 1 人あたり 1,133 円なので、2 人分で 2,266 円となり、1 段飛ばして 18 歳以上均等割額が 1 人あたり 49 円なので、2 人分で 98 円となります。平等割は 1 世帯あたり 729 円となります。これらを合計して、100 円未満を切り捨て、子ども・子育て分に係る課税額は 9,900 円となりますので、この金額が現行と比べて増加する分となります。

もう一世帯、ケース 3 を例に、軽減対象となっている世帯の計算方法についてご説明します。4 ページの上段をご確認ください。

こちらの世帯は、先ほどのケース 5 と同様、子ども・子育て分が課税されるのは 2 名となります。

先ほどと同様、世帯の課税所得 47 万円に 0.29%をかけて、所得割額は 1,363 円となります。通常の均等割が 2 人分で 2,266 円となりますが、5 割軽減されるため 1,133 円、1 段飛ばして 18 歳以上均等割額が 2 人分で 98 円となりますが、5 割軽減されて 49 円となります。平等割も同様に 5 割軽減となりますので、1 世帯あたり 729 円の半分の 364 円となります。これらを合計して、100 円未満を切り捨て、子ども・子育て分に係る課税額は 2,900 円となりますので、この金額が現行と比べて増加する分となります。

なお、所得が低く 5 割軽減の対象となるケース 3 より、所得が一定以上あり軽減対象とならないケース 5 の方が、現行よりも負担していただく国保税の増加率が小さくなっているのは、ケース 5 の世帯のうち 18 歳の年度末までの子ども 2 人については、子ども・子育て分の均等割が課税されないためです。

次に、5 ページの下段のケース 6 の高所得者世帯について説明します。課税限度額の改定に伴い、医療分の課税額が 1 万円増加し、子ども・子育て分も同様に課税限度額に達するため 3 万円の増加となり、合計で 4 万円ご負担が増えるということになります。

以上で、坂出市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

三谷会長

ありがとうございます。

ただいま、諮問事項について事務局より説明がありました。何かご質問はありますでしょうか。

特に質問はないようですが、子ども・子育て支援金制度が創設されて、どこから

どういう形で取るかということ、事務局を含めて国保のみなさんがしっかり考えていただいて、できるだけご無理のないような形でということで、計算されていると思います。

細かいところで分かりづらいとは思いますが、ご負担が増えることをご了承いただくということで進めたいと思います。

諮問事項について、この変更に同意いただけるかたは、拍手をいただければと思います。どうでしょうか。

(拍手)

三谷会長

ありがとうございます。

それでは、諮問された件につきましては、同意が得られたものと認めますので、答申案を配布いただきますので、しばらくお待ちください。

(答申案を配布)

三谷会長

手元に届きましたでしょうか。

では、内容を読み上げます。「1. 坂出市国民健康保険税条例の一部改正について、諮問のとおり、改正することに同意する。」この答申をしたいと思います。

もう一度ですが、ご異議のないかたは拍手をお願いします。

(拍手)

三谷会長

ありがとうございます。

それでは、答申案についても承認されたものとして、副市長に答申したいと思います。

大野課長

ただいま副市長を呼びに行っておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

(副市長入室)

三谷会長

答申 令和8年2月12日に当協議会に諮問された下記の事項について、坂出市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき、下記のとおり答申します。

1. 坂出市国民健康保険税条例の一部改正について、諮問のとおり、改正することに同意する。

令和8年2月12日 坂出市国民健康保険運営協議会 会長 三谷朋幹

浦田副市長

皆さまにおかれましては、本日はご審議いただきまして、ありがとうございます。

答申につきましては、市長に報告させていただきます。
本日はありがとうございました。

大野課長 副市長はここで退席させていただきます。

(副市長退席)

報告事項

三谷会長 答申が無事済みしました。ありがとうございます。
それでは、続きまして報告事項に移りたいと思います。
報告事項1 令和7年度国民健康保険特別会計決算見込について、事務局より説明をお願いします。

寺嶋係長 令和7年度坂出市国民健康保険特別会計決算見込について説明します。資料8ページをお開きください。

坂出市国民健康保険特別会計の令和7年度決算見込と令和8年度予算(案)を記載しています。左側の表に歳入、右側の表に歳出を記載しています。それぞれの表には、左から令和7年度当初予算、次の青色の列に令和7年度決算見込、その右の列に令和7年度の当初予算と決算見込の比較、次の赤色の列に令和8年度当初予算(案)、最後に令和7年度と令和8年度の当初予算の比較を記載しております。

決算見込額については不確定な部分もたくさんありますので、令和8年1月時点の見込額を報告させていただきます。

まず、令和7年度決算見込について、予算と比較して大きく数字が変更する部分について説明いたします。

歳出科目から説明してまいりますので、右側の歳出の表の青色の列およびその右の列の当初予算との比較をご確認ください。

一番上の総務費は、8,685万4千円となる見込です。職員の配置替え等により人件費が減少したことに加え、基幹システムの保守委託料が減少したため、当初予算と比較して649万円減少すると想定しています。

上から2項目目の保険給付費は、当初予算比で3億7,544万6千円減の40億1,588万7千円となる見込みです。これは感染症等による急激な医療費の増加が起こった場合に予算不足を生じさせないため、1人当たりまたは1件当たりの医療費を多く見積もって予算要求をしておりましたが、例年に近い数値で推移しているため不用額が生じるものです。なお、保険給付費の総額は、被保険者の年齢到達や社会保険の適用拡大などにより、年々減少しております。

その下の保健事業費につきましては、948万9千円の減少が見込まれておりますが、これは特定健診および特定保健指導等の受診者が予算上の想定数を下回る見込みであ

るためです。

次は基金積立金についてです。令和6年度からの繰越金のうち令和7年度に精算を行う予定の額を差し引いた1億2,901万9千円を、9月議会にて承認を受け、積み立てました。年度末までに、さらに利息分を積み立てる予定です。令和3年度に、年度間の財政調整を図ることを可能とし、国保財政を安定的に運営していくために基金を創設しましたが、それ以降、毎年、積み立てを行っています。

続きまして、歳入科目についてご説明いたします。左側の表の、同じく青色の令和7年度決算見込額の列とその右の列の当初予算との比較をご確認ください。

まず保険税につきまして、予算比3,500万円程度増の8億2,924万4千円を見込んでおります。

次に、県支出金のうち普通交付金について説明します。普通交付金は、歳出科目にあります保険給付費に係る支出額から、第三者行為や過誤等による返納分を除く全額が交付されるものです。そのため、先ほど歳出を説明した際に述べましたように、保険給付費の総額が減少したため、それに伴い交付金額も減少することになります。特別交付金につきましては、現在、交付申請手続きを進めているところでして金額は確定しておりませんが、昨年度の交付実績等を踏まえて、予算作成時よりも増加することを見込んでおります。

その下にあります、一般会計繰入金につきましては、総務費の支出額の減少や、出産育児一時金の支給件数の減少により、1,044万1千円減の1億9,601万2千円を見込んでいます。また、基盤安定負担金は低所得者に対する国保税の軽減分などを、国・県・市の公費で補填するものですが、近年の被保険者数の減少や物価高などに伴う年金や収入の増加に伴い、軽減額が減ったため1,400万円程度減少することになります。なお、国保税の収納率が予算上の想定を上回る見込であるため、今年度におきましても、赤字繰入は発生しない見込となっております。

次に、繰越金につきましては、令和6年度に黒字となった1億3,561万9千円を令和7年度に繰り越し、基金積立金に充当いたしました。

以上のことから、令和7年度の歳出見込額55億1,318万4千円、歳入見込額54億6,449万8千円となり、収支差引額および繰越金等を除いた単年度収支額のいずれも、黒字となることを見込んでおります。

以上で、令和7年度決算見込に関する事務局からの説明を終わります。

三谷会長

ありがとうございます。

ただいまの令和7年度国民健康保険特別会計決算見込につきまして、何かご質問やご意見等はありませんでしょうか。

阿河委員

子ども・子育て支援金というので令和8年度当初予算に2,400万円。それは6ページの「子ども・子育て支援金制度の創設」に書かれているような事業に使いたいということですね。具体的には、坂出市でも何かされているのですか。

三谷会長

次の報告の予算の説明に出てくると思います。今は、令和7年度の決算の報告ですので。趣旨としては分かりました。次の報告の時に詳しく言っていただけるということで、よろしいでしょうか。

では、他にご意見はないでしょうか。ないようでしたら、8年度の特別会計予算について報告をお願いします。

寺嶋係長

令和8年度予算（案）について、主な費用に係る概要を説明いたします。

先ほどと同じく、歳出科目から説明してまいりますので、右側の歳出の表の赤色の列およびその右にある令和7年度当初予算との比較をご確認ください。

総務費は、1,910万8千円減の7,423万6千円を計上しました。基幹システムの保守委託料が1,800万円程度減少する予定です。

保険給付費は、1人当たり医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減少が見込まれることから、2億1,201万9千円減の41億7,931万4千円を計上しております。

続いて、保健事業費は、令和7年度より333万8千円減の5,237万6千円を計上しております。被保険者数が減少しているため、保健事業を実施する対象者数も減少することが見込まれ、予算額も減少しております。このうち、「特定健診受診率向上事業」として実施している取組みを、この後、その他の報告事項としてご説明させていただきます。

続いて、国保事業費納付金は、5,386万1千円増の12億2,934万8千円を計上しております。坂出市から香川県へ納めるものですが、保険料水準の統一をめざし、令和6年度から納付金ベースでの統一が始まっております。医療費水準の高い本市にとっては、年々、納付金の総額が少なくなる見込みでしたが、診療報酬が増額改定されることや子ども・子育て支援納付金の新設されたこと等が理由で、納付金総額が増加することとなりました。一人当たり納付金は、令和7年度16万8千円程度でしたが、令和8年度は1万8千円も増加し、18万6千円程度となります。そのため、令和8年度予算では、国保特会が歳入不足となる見込みです。

続きまして、左側の歳入科目を説明します。

国保税は、2,224万9千円増の8億1,703万6千円を計上しております。従前の医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分につきましては、例年と同程度の収入を見込んでおりますが、先ほどの諮問事項にもありまして、子ども・子育て支援納付金分として1,723万7千円を追加しております。

次に、県支出金については、約1億9,595万8千円減となる42億1,903万1千円を計上しております。このうち、普通交付金は歳出側の保険給付費の額に応じて交付されるものですので、保険給付費の減少に伴い普通交付金も減額となるためです。

続いて、繰入金は、787万3千円減の4億8,024万9千円を計上しました。内訳は、職員の人件費や事務費、財政安定化支援事業分等を合計した一般会計繰入金は、3,095万8千円減の1億7,549万5千円を計上しました。国保税の軽減分等を補填する、基盤

安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金の総額は1,956万7千円減の2億6,210万2千円を計上しました。その下にあります、基金繰入金は、新規で4,265万2千円を計上しています。令和3年度に年度間の財政調整を可能にすることを目的に基金を創設し、その後、毎年積立をしてきました。しかし、令和8年度は、県へ納める事業費納付金が大幅に増加することから、国保特会が赤字となる見込みであり、その赤字分を被保険者が支払う国保税に上乘せするのではなく、基金を取り崩すことで補填する予定にしております。

以上、令和8年度予算総額は、歳入歳出ともに前年度比1億8,028万2千円減の55億5,223万4千円を計上しております。

これで、令和8年度予算に関する事務局からの説明を終わります。

三谷会長

ありがとうございます。

先ほどの阿河委員の質問の子ども・子育て支援金の部分は確認できましたでしょうか。使用内容について知りたいということですよ。

寺嶋係長

資料の6ページに国が作成した資料を添付していますが、子ども・子育て支援金が利用される対象事業というのが、①の部分の黒い四角で書かれているものです。これが、子ども・子育て支援納付金として納められた国保税を、県を通して国に納めて、国からこれらの事業の費用として実施する自治体に配分されるということになっております。

なので、坂出市の歳入にあります国保税のうち、子ども・子育て支援金分については、歳出側の県への納付金の子ども・子育て支援分に充当されます。

税として課税するときには、低所得者層のかたに対しては、金額を下げた7割、5割、2割と軽減した状態で課税しますので、その7割、5割、2割の部分については、一般会計繰入金の中の基盤安定負担金として補填されることになっています。

資料の1ページと、先ほど予算の説明で利用した8ページを見ていただくと、1ページの歳入のところにある国民健康保険税子ども・子育て支援納付金分の1,723万7千円が、令和8年度当初予算案の上から4段目の1,723万7千円のところにあります。ちょっと分かりにくいのですが、一般会計繰入金の684万7千円は他の医療給付費分や介護分、後期分を含めて基盤安定繰入金の中にまとめて書かれています。この基盤安定繰入金のうち684万7千円と国保税を合わせて、8ページで言うと歳出側の事業費納付金の子ども・子育て支援金分の2,408万4千円に充当されることになります。

三谷会長

ということは、国保の方では保険税として徴収するけれども、子育て関連のものは国から制度として様々な形でサービスが行われるということで、個々の皆さんに直接、何か支援がされるということではないようです。ちょっとややこしい制度だと思います。

阿河委員

具体的にどんなことに使っているのかなと思ひまして。

三谷会長 具体的な内容は分かりますか。以前からある制度を少し変えてやっているということ
でいいのでしょうか。

寺嶋係長 実施自体は、けんこう課でするものではないので、制度の詳細は分からないのですが。
児童手当については、この納付金を用いて所得制限の撤廃や高校生の年代まで延長する
ようです。こども誰でも通園制度については、保護者の就労状況に関わらず、0歳6か
月から3歳未満の子どもが月10時間まで保育所を利用できるというようになるよう
です。主なもので言うところといったものになるのですが。

三谷会長 新しく急に増えた制度があるわけではないのでしょうか。先ほど言われた、こども誰
でも通園制度というのは新しく始まるのですかね。

寺嶋係長 資料によりますと、令和8年4月から始まるということです。それと、その上の経済
支援の部分の国民年金の育児期間中の保険料免除も令和8年10月からと書かれていま
す。それ以外のものについては、今まではある制度を拡充するような形で充当されるの
ではないかと思います。

三谷会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に何か、ご意見やご質問等ありま
すでしょうか。
特にないようですので、次の報告事項の説明をお願いします。

寺嶋係長 その他の事項としまして、本市におけるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に
ついてご報告します。資料9ページをお開きください。

ご存じのとおり、医療のデジタル化による効率化や利便性の向上、医療保険制度の安
定的な運営、医療費の適正化、そしてマイナンバーカードの普及促進等を目的に、令和
6年12月2日に従来の保険証が廃止され、マイナ保険証、つまりマイナンバーカード
の保険証利用を基本とする仕組みに移行しました。

一方で、マイナンバーカードを持たないかた等への配慮から、マイナ保険証をお持ち
でないかたには、保険証と同様の内容が記載された「資格確認書」を送付するという国
の方針に基づき、本市におきましても保険証の有効期間の満了に伴い、令和7年7月末
にすべての被保険者に対して、資格確認書または資格情報のお知らせのいずれかを交付
しました。

今後、マイナ保険証をお持ちでないかたや70歳以上のかた等に交付した資格確認書
等の有効期間が令和8年7月末に満了します。そのため、有効期間が満了するかたに対
して、7月に新しい有効期間の資格確認書等を交付します。以後、同様に毎年7月に有
効期間の満了にあわせて更新を行う予定です。

続きまして、マイナ保険証の登録および利用の状況について簡単にご説明します。

(1)にあるとおり、令和7年12月時点で坂出市国保に加入されているかたの、マイ

ナンバーの保険証利用登録率は74.7%で、おおよそ4人に3人のかたが保険証利用登録をしています。

次に(2)は、令和7年1月以降の外来におけるマイナ保険証の利用率の推移です。赤色の線が、坂出市国保の利用率です。本市は、青色の香川県国保の平均や緑色の全国平均を上回って推移しています。8月に利用率が大きく伸びていますが、これは、7月末に従来の保険証の有効期間が満了となったことを機会に、新しくマイナ保険証を利用し始めるかたが多くいらっしゃったと推測されます。

次に、(3)には4月から12月末までの申請による資格確認書の交付人数およびマイナ保険証の登録解除人数を記載しております。マイナ保険証を保有しているかたのうち、医療機関等での利用が困難であるというかたには、申請していただいたうえで資格確認書を交付しており、今年度4月から12月の9か月間で258人となっております。また、一度はマイナ保険証の利用登録をしたかたで、どうしてもマイナ保険証の利用登録を解除してほしいというかたが6名いらっしゃいました。

現在、本市では、国保加入などで窓口に来られたかたのうち、まだマイナ保険証をお持ちでないかたやマイナ保険証で医療機関を受診することに不安を抱えていらっしゃるかたには、マイナ保険証のメリットや顔認証付きカードリーダーの利用方法についても説明を行っております。市民の方々が適切な医療が受けられるよう、引き続き制度の周知や支援に努めてまいります。

以上で事務局からの説明を終わります。

三谷会長

ただいまの説明につきまして、何か質問等がありますでしょうか。

特にないようでしたら、次の特定健診の受診率向上事業についての説明をお願いします。

寺嶋係長

その他の事項としまして、本市の特定健診受診率向上事業について説明します。

資料10ページをお開きください。

まず、特定健診の受診率のグラフをご覧ください。本市の特定健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症拡大により医療機関の受診控えが起こった令和2年度以降、上昇が続いており、令和5年度にはコロナ禍前の令和元年度の受診率を上回りました。しかし、依然として県の平均値を超えられない状況が続いています。特定健診の受診率が低いことにより、生活習慣病の早期発見・早期治療開始ができず、病状が進行してから医療機関にかかるかたが多いことで医療費が高い原因の一つとなっております。また、保健事業を企画・立案するうえで前提となる健康課題や介入すべき対象者の把握に必要な十分なデータが得られておらず、効果的・効率的な保健事業の実施ができていないと考えています。そのため、第3期データヘルス計画および医療費適正化計画において、特定健診の受診率向上は最優先で取り組む事業と位置付けております。

では、受診率向上を目的に、5つの事業を実施しておりますが、今年度の新規事業として実施している(3)継続受診対策事業と(4)インセンティブ事業の内容を具体的に

に説明します。次の11ページをお開きください。

まずは(3)継続受診対策事業についてです。これは、自身の健康状態への関心や理解を高め、特定健診を継続して受診することや生活習慣を改善しようとする意識の醸成を目的に実施した事業です。令和6年度の正規の健診期間である6月から10月に特定健診を受診したかたのうち、今年度も特定健診の対象となっているかたに対し、健診の開始時期である6月に、前年度の健診結果とそこから算出される健康年齢を通知しました。

次に(4)早期受診対策として実施するインセンティブ事業についてです。これは、被保険者の健診費用の負担軽減、健診期間終盤に起こる駆け込み受診の解消、特定健診の結果を基に実施する特定保健指導の早期開始を目的に、令和7年8月末までに特定健診を受診したかたに対し、自己負担と同額のQ.U.Oカードを配布し、健診に係る費用を実質無料にするというものです。

12ページの3. 評価の部分にある6月から10月の正規受診期間における各月の受診率のグラフをご確認ください。各月の受診率とは、その年度の特定健診の対象者のうち何パーセントがそれぞれの月に受診したかを表したものです。

今年度の各月の受診率を令和6年度と比較すると、健診期間の前半である6月から8月はいずれも増加していることが分かります。また、8月の受診率は3%増加し、5か月の合計の受診率も1%増加しました。

このことから、先ほど説明した継続受診対策事業とインセンティブ事業には一定の効果があったものと考えております。

来年度は、これらの受診率向上事業を継続して実施する予定としておりますが、対象者からは、未だに健診期間の終盤には予約が取りにくい状況にあるという意見をいただきますので、より効果的な通知や啓発の方法を検討するとともに、受診しやすい健診の実施体制の見直しを行ってまいります。

被保険者の皆さまが、疾病の早期発見・早期治療開始ができるよう、引き続き特定健診の受診者が増えるよう取組みを強化するとともに、医療費を適正化することで持続可能な国保財政の運営に努めてまいります。

以上で事務局からの説明を終わります。

三谷会長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問はありますでしょうか。

12ページの土日の受診が可能な実施機関を追加するというのは、現実的に可能なのでしょうか。

寺嶋係長

医療機関で土日に実施するというのは難しいと思うので、坂出市で実施する集団健診や、現在、健診協会というところが香西のイオンの中で健診ができる施設を持っていますので、そちらの利用をさらに促進していく等、お仕事をされている世代のかたにも受診しやすいように広報等を実施してまいりたいと思っています。

三谷会長

ありがとうございます。

他に何かご質問はありますでしょうか。

効果があがってよかったと思いますので、取組みを続けていただければ。

用意していた内容につきましては、すべて終わりましたが、何かその他ご意見やご質問等ありましたら言っていただければと思います。どうでしょうか。

(意見なし)

閉 会

三谷会長

それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしました。長時間にわたりご検討いただきまして、ありがとうございました。

事務局より連絡等ありましたら、お願いいたします。

大野課長

本日は、お忙しいなか、運営協議会にご参加いただきましてありがとうございました。今後の国保事業の運営にあたりまして、委員の皆さま方のご意見を十分参考にして活かしていきたいと考えております。

また、次回の開催は9月頃を予定しております。お忙しいとは存じますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。